

セクハラ・暴力・ストーカーなど 女性からの相談を受け付けています

悩みを持った女性が気軽に相談できる専用の電話相談「女性の人権ホットライン」をご利用ください。人権擁護委員や法務局の職員が、秘密厳守でご相談を受けます。

◆**相談内容** 職場での男女差別やセクハラ、夫やパートナーからの暴力、ストーカーなど女性に対する人権侵害について

◆**期日** 11月12日(月)～18日(日)
8:30～19:00
[土・日は、10:00～17:00]

◆**電話** 女性の人権ホットライン
☎ 0570-070-810



中学3年生の皆さんへ (陸上自衛隊 生徒募集)

◆技術を学びながら高等学校卒業の資格取得◆

受付期間	11月1日(木)～平成20年1月8日(火)
応募資格	中卒(見込含)17歳未満の男子
試験期日	第1次試験 平成20年1月12日(土) 第2次試験 平成20年1月25日(金)～28日(月)の指定する1日
合格発表	平成20年2月19日(火)
入隊時期	平成20年4月上旬
初任給	150,200円 (ボーナス年約4.45カ月分)
教育	一般高校と同じ学科と各種技術の基礎を学びます。
資格	3年間の教育終了時には、高等学校卒業資格を取得できます。
図自衛隊茨城地方協力本部 土浦地域事務所 ☎ 029-821-6986 HP http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/ E-mail hq1-ibaraki@pco.mod.go.jp 市総務課 ☎内線 1523	

文化活動事業費助成金 —いばらき文化振興基金—

文化活動を行なっている茨城県内の団体、または個人の発表活動などの事業費の一部に対して、助成します。

◆**対象者** 県内に活動の本拠、住所があり、原則として一定の文化活動の実績がある団体・個人。(団体の場合は、定款や規約などを持っていること、代表者が明らかであること、過去の決算書を提出できることなどが必要です。)

◆**対象事業** ①美術展や茶道など文化活動の発表事業②県の代表などで参加する大会参加事業③伝統・郷土芸能用具、楽器などの備品の購入や修理など備品整備事業④文芸作品などの発刊事業(※営利目的、特定の政治活動、宗教活動を目的とするものなどは対象になりません。)

◆**対象事業の実施期間**
平成20年4月1日～平成21年3月31日

◆**助成額**
助成対象経費の2分の1以内で、50万円を限度

◆**応募方法** 電話、FAXなどでご連絡ください

◆**募集期間** 平成20年1月31日(木)まで
 図財団法人いばらき文化振興財団
 ☎ 029-305-0161 FAX029-305-0163
 HP <http://www.icf4717.or.jp/>

県立霞ヶ浦聾学校

平成19年度 学校公開のお知らせ

地域の皆さまに聴覚障害がある子どもたちの学習する場である聾学校を参観していただき、聴覚障害についてのご理解と、さらなるご協力をいただくことを目的に開催されます。

◆**日時と内容**
 11月23日(金)
 8:30～9:00 受け付け
 9:00～9:50 学校概要説明・質疑
 9:55～11:40 授業公開、施設公開
 11:45～12:20 希望者対象の質疑

◆**会場** 県立霞ヶ浦聾学校
(阿見町上長字後山3-2)

◆**対象** 当校の学区内に居住する一般の方および関係機関の職員、当校の保護者など

図茨城県立霞ヶ浦聾学校 ☎ 029-889-1555

STOP! 不法投棄

11月は不法投棄防止強調月間です
 図環境保全課 ☎内線 2513・2515

かすみがうら市では、不法投棄監視員による巡回パトロールなど、市民の皆さまのご協力のもと不法投棄防止活動を実施していますが、なかなか不法投棄がなくなるのが現状です。不法投棄は、私たちが住む街の景観を悪くするだけでなく、環境にも悪影響を及ぼします。次の世代にどんな街を残すかは一人一人のモラルと責任次第です。みんなで力を合わせ、美しい街をつくりましょう。



不法投棄は犯罪です!
 不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反をすると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。また、法人に対しては1億円以下の罰金が科せられるなど、重い罰則が定められています。

不法投棄を防止しよう!
 不法投棄をされた場合、捨てた人が分かれば当然その人に処理してもらいます。しかし、現実には捨てた人が分からない場合が多く、その処理は土地の所有者や管理者がすることになり、大変な迷惑がかかります。

不法投棄の多い場所は!
 空き地や道路沿い・河川付近などいたるところに不法投棄は見られます。特に、人気がなく、草が生い茂った場所などで多く見られます。また、不法投棄されたまま何も対処されない場所は、さらなる不法投棄を呼び込み、その量が多くなる傾向があります。

砂防基盤図作成のため 調査員がお宅に伺うことがあります

県土浦土木事務所では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生する恐れのある区域を明らかにし、災害時の避難体制を整えるための基礎資料となる砂防基盤図を作成することとなりました。

基本的には、航空写真を用いて作業を進めますが、写真では読みきれない崖の高さや地形については、身分証明証を携帯した調査員が住宅の敷地に立ち入って測量・スケッチなどの作業を行なうことがありますので、ご協力をお願いします。

◆**調査期間**
11月1日(木)～平成20年3月15日(土)

◆**対象区域** 市内全域
 図・茨城県土浦土木事務所 河川整備課
 ☎ 029-822-4345
 ・総務課 ☎内線 1525



農業収支計算説明会を開催します
—農業所得の申告は収支計算になりました—

土浦税務署による農業収支計算説明会を開催します。昨年度の申告から農業所得の計算は、すべて収支計算(収入と経費の収支から計算する方法)になりました。

申告の記載方法などに不明な点がある方などに、自分で正しく収支計算が出来るよう、基本的な説明を行ないますので、ご参加ください。

◆**日時** 11月14日(水) 13:30～15:30
 ◆**場所** あじさい館 視聴覚室
 図税務課 ☎内線 1129

「いばらき Kids Club」カードを提示して優待を受けよう！

いばらき子育て家庭優待制度
 社会全体で子育て家庭を応援するため、県が発行する「いばらき Kids Club」カードを協賛店舗で提示すると、料金割引や粗品進呈などのサービスが受けられます。

【対象】妊娠中の方や十八歳未満の子どものいる家庭
 二家庭につき一枚、子どもと別居中でも対象になる場合がありますのでお問い合わせください。

【配布】幼稚園や認可保育所、学校などを通じて、配布されます。妊娠中の方や在宅のお子さんのいるご家庭は、市の子ども福祉課窓口、霞ヶ浦庁舎市民窓口課、中央出張所、宍倉出張所で配布しますので、お越しください。（妊娠中の方は、母子手帳を持参ください。）

【制度開始時期】十月二十一日（日）

【協賛店舗】県子ども家庭課のホームページでご覧になれます。
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/jifuku/jifukuhm>

子ども福祉課 ☎内線 1173



日常生活に支援が必要な 高齢者の皆さまへ

寝具洗濯乾燥消毒サービスののご案内

ひとり暮らしの高齢者や、家庭で寝たきりの状態の方が、清潔で快適な生活ができるよう、また、介護者の労苦が軽減されるよう、市は、寝具の洗濯・乾燥・消毒を無料で行ないます。

- ◆対象者 次のいずれかに該当する方
 - ◎寝具の衛生管理が困難な70歳以上で、親族やその他の方と同居していないひとり暮らしの方、または70歳以上の高齢者のみの世帯の方
 - ◎寝たきりの状態にある65歳以上の方
 - ◎重度の身体障害により寝たきりの状態にある方
- ◆内容 寝具（原則的に掛布団、敷布団および毛布の各1枚1式）の洗濯、乾燥、消毒を行ないます。
- ◆利用料 無料
- ◆実施日 ①11月中旬（申込は11月5日まで）
 ②平成20年2月上旬（申込は12月末まで）
- ◆申込方法 各庁舎・出張所で、寝具洗濯乾燥消毒サービス申請書に必要事項を記載し、押印のうえ申請してください。

☎長寿福祉課 ☎内線 1180

軽度生活支援事業のご案内

日常生活が困難なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の方に、軽易な日常生活支援を行なうことにより、自立した生活を促します。

- ◆対象者 65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方で、日常生活上の支援が必要な方
- ◆内容 シルバー人材センターによる草取り、掃除などの軽易な日常生活上の支援
- ◆利用時間 1世帯につき、1週間に1回を限度（1回の利用時間は4時間以内とします）
- ◆利用料 基本は1時間800円の内容で、利用料は1割の80円。800円を超えた分は実費負担。（例えば1時間1,000円の作業をお願いした時は、800円の1割の80円と残り200円の併せて280円が利用料となります。）※機械・運搬作業などは別途費用がかかります。
- ◆申込方法 各庁舎・出張所で、軽度生活事業利用申請書に必要事項を記載し、押印のうえ申請してください。

☎長寿福祉課 ☎内線 1180

有料広告欄

平成20年度 保育所の入所を受け付けます



申込用紙の配布開始 11月1日（木）～
 市内保育所（園）受付開始 12月12日（水）～

保育所・園	定員	募集人員	受付日	受付時間	受入年齢
市立第一保育所	100	23	12月12日（水）	9:30～12:00	10カ月～
市立下大津保育所	45	20		13:30～16:00	1歳～
市立第三保育所	80	20	12月13日（木）	9:30～12:00	10カ月～
市立佐賀保育所	90	25		13:30～16:00	10カ月～
市立第二保育所	60	10	12月14日（金）	9:30～12:00	10カ月～
市立志士庫保育所	80	20		13:30～16:00	1歳～
市立わかぐり保育所	120	25	12月17日（月）	9:30～11:30	1歳～
市立さくら保育所	180	25	12月18日（火）	13:30～16:30	産休明け～
私立のぞみ保育園（3歳以下のみ募集）	100	17	12月20日（木）	13:30～16:30	産休明け～ 3歳
市立やまゆり保育所	230	45	12月21日（金）	9:30～11:30 13:30～16:30	産休明け～

◆入所基準

- ◎かすみがうら市内に住所がある方
- ◎児童の保育ができない方
 - ・家庭外労働、家庭内労働（自営業・農業・内職など）をしている方
 - ・疾病などにより保育ができない方
 - ・妊娠中または出産後間がない方（出産予定日前6週間、出産後8週間の短期入所）
 - ・病人の看病や介護をしている方 など

◆その他

- ◎上記受付日程終了後は、随時、千代田庁舎子ども福祉課で受け付けをします。その他詳細については、入所申込用紙と同時に『入所のご案内』を配布しますのでご覧ください。
- ◎かすみがうら市以外の市町村保育所（園）に入所を希望される方は、11月30日（金）までに子ども福祉課へ申込用紙を提出願います。

◆申し込みの必要書類

- ・保育所入所申込書
- ・就労証明書（勤務証明書・自営業申立書など）
- ・保護者または家族の方の病気や出産を証明するもの
- ※入所申込書、就労証明書などの用紙は、11月1日（木）から千代田庁舎子ども福祉課、各保育所（園）、霞ヶ浦庁舎市民窓口課、中央出張所、宍倉出張所に用意しますので各施設でお受け取りください。
- ※申込者は、受付当日に申込書とともに上記就労証明書などを提出してください。
- ※申込当日は、入所希望のお子さんの面接もあわせて行ないますので必ず同伴してください。

☎子ども福祉課 ☎内線 1171～1174

有料広告欄

『日本一のれんこん料理フェア』を開催します

秋の深まりとともに、日本一の生産量を誇る霞ヶ浦沿岸のれんこんが、いよいよ収穫本番を迎えます。

そんな旬のれんこんを、より美味しく、もっと身近に食べていただくため、れんこん料理フェアを開催します。

フェア期間中、霞ヶ浦周辺6市町村（かすみがうら市、土浦市ほか）のホテルや料理店など33店舗でれんこん料理を用意しておりますので、ぜひ皆さままでお越しください。

【れんこん料理の展示やレシピの紹介、試食品を提供】

日時：11月7日（水）11時30分～13時30分まで

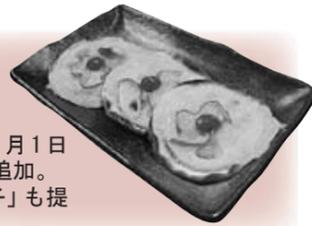
場所：県南生涯学習センター（ウララビル5階）

農林水産課 内線 2504

フェア期間

11月1日から30日までの1カ月間

本市では「せき食堂」（稲吉1-2-14）がれんこん料理を提供します。



「ハスピザ」▶

「せき食堂」が11月1日からメニューに追加。その他「ハス餃子」も提供予定。

国民年金 news 年金制度改正のお知らせ

1. 平成19年4月1日以後に離婚した場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、**当事者間で合意した割合に基づき分割**することができるようになりました。
2. 遺族厚生年金制度の見直し
 - ・遺族厚生年金と老齢厚生年金などの受給権がある65歳以上の方は、自身の老齢厚生年金を全額受給した上で、**改正前の水準との差額を遺族厚生年金として受給**する仕組みになります。
 - ・夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻に対する遺族厚生年金は、**5年間の有期給付**となります。また、妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算の支給対象が夫の死亡時に40歳以上で、子を養育しない妻となります。
3. 66歳以降に支給の繰り下げの申し出をした場合、**増額された老齢厚生年金を受給**することが出来ます。
4. **70歳以上の方もお勤めしている場合には老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止**になります。
5. **年金受給権者ご自身の申し出により、年金の支給を停止**することができるようになりました。

☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

HP <http://www.sia.go.jp/>

やさしく 楽しく 共同参画⑥

“ポジティブ・アクション” (積極的改善措置)

職場などでの男女間の格差や固定的な役割分担を解消し、能力を十分に発揮できるようにするために、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供していくことです。

例えば・・・

- ・女性の採用・登用を促進させる
 - ・男女の均等取り扱い・女性の職域拡大・能力向上のための研修機会を拡充させる
- その ↓ 結果
- ・女性が労働意欲と能力を発揮できます
 - ・男性も刺激され、生産性が向上し競争力の強化が生まれます
 - ・男女に関わりなく多様な個性を持った人材確保ができ、その能力を発揮させ新しい発想を生み出す可能性へとつながります

☎広聴広報課 ☎内線 1152

有料広告欄

農業後継者の結婚をお祝いします

市内の農業後継者の結婚当事者に記念品を、また、媒酌人（結婚当事者を紹介し、お世話した方）に感謝状・謝金を贈呈します。

◆対象となる結婚

- 次の3点に該当し、農業委員会の会長が認定した方
- ・農業経営の規模が50アール以上あり、農業従事日数が60日以上であること
- ・結婚後、農業後継者または配偶者のいずれかが主として農業に従事するものであること
- ・平成19年4月1日から12月31日までの間に結婚された（結婚する）方

◆申込方法

該当すると思われる方は、専用申込用紙に必要事項を記入のうえ、農業後継者の住所地を担当する農業委員および結婚相談員の確認を得て、11月30日（金）までに農業委員会事務局に申し込みください。

※1組の結婚成立に対し、媒酌人が複数いる場合は、代表者の方に謝金を交付します。

☎農業委員会 ☎内線 2702

人工内耳と難聴者相談会を開催

NPO法人茨城県中途失聴・難聴者協会主催の相談会を開催します。

◆日時 11月18日（日）13:00～17:00

◆場所 土浦市総合福祉会館 社会福祉センター（土浦ウララビル2 4階講義講習室）

◆概要 人工内耳相談会（13:00～15:00）
中途失聴・難聴困りごと相談会（15:00～17:00）

◆参加費 無料

☎NPO法人茨城県中途失聴・難聴者協会
☎・FAX 029-857-5138

カップリングパーティー 参加者募集

かすみがうら市・石岡市・土浦市農業委員会では、市の後継者育成と市の発展を願い、ふれあい交流事業として、皆さんの『出会い』の機会を企画しました。是非ご参加ください。

◆期日 12月2日（日）

◆場所 軽井沢 万平ホテル
(現地まで送迎あり)

◆対象者 結婚を考えている男女（男性はかすみがうら市・石岡市・土浦市居住者か、勤務者に限ります。各市から男女各7人の定員になり次第締め切ります。）

◆参加費 男性3,000円 女性2,000円

◆申込方法 専用申込用紙に必要事項を記入し、農業委員会へ申し込みください。

◆申込期間

11月1日（木）～11月20日（火）

☎各市農業委員会事務局

【かすみがうら市】 ☎内線 2702

【石岡市】 ☎0299-43-1111 内線 1321

【土浦市】 ☎029-826-1111 内線 5131

お買い物はマイバック持参で！

かすみがうら市では、茨城県と「環境保全茨城県民会議」および「大好きいばらき県民会議」が実施する「マイバック運動」に参加しています。

レジ袋を削減し、地球温暖化を防止するため、お買い物にはマイバックを持参しましょう。

☎環境保全課 ☎内線 2513

有料広告欄